

東日本高速道路株式会社 北海道支社  
支 社 長 田中 直樹

## 質問書に対する回答

(工事名) 札樽自動車道 神威橋床版取替工事

### 質問事項と回答

番号	質問事項	回 答
1	塗替塗装 c-3(1)W(A)(B)の単価番号数量は、「57」2,943 m <sup>2</sup> 、「59」1,039 m <sup>2</sup> であります。図面 224/288 及び図面 227/288 の数量表には一般部の増塗部数量が記載されており、単価項目数量と一般部数量が同値であります。塗膜除去から施工する塗装面積は一般部と増塗部を合計した数量なのか、または一般部のみ塗膜除去から施工した後、一般部の一部（増塗り部）を増塗りする数量なのかご教授願います。	特記仕様書 24-11-1(11)に記載のとおりであります。既存塗膜を全て除去したのち、図面（201/228 及び 225/288）に基づいて一般部の一部を増塗りします。
2	特記仕様書（塗替塗装）P44(7)素地調整に、「塗膜除去完了後に乾式プラスト施工時において、鉛等有害物の濃度を十分に低下させる実用上の効果が期待できる工法を使用する」と記載されております。単価番号項目「57～60」の「乾式プラスト」は、「バキュームプラスト工」や一般的な「プラスト処理」等の違いにより大きく単価が異なります。どのような工法でお考えかご教授願います。	御社の施工計画に基づいて必要な費用を計上願います。なお、乾式プラストの標準工法については、土木工事積算基準（令和2年度版（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社））に記載のとおりです。
3	特記仕様書（塗替塗装）P45(9)安全対策の剥離作業の際には、呼吸用保護具本体を除き、フィルター・化学防護服、保護手袋は、1日2（個着/人）使用し、作業後は産業廃棄物として	保護長靴もしくはシューズカバーのどちらかを計上願います。

	<p>処理します（半日で取替）。同様に、作業用安全靴の上にシューズカバーをつけて作業を行うことになると思われますが、特記 P45(9) 安全対策には「保護長靴」、一方で特記 P46(9) 安全対策【火災対策】には「保護長靴及びシューズカバーを使用する」と記載されております。割掛項目の剥離剤用安全衛生保護具費は、保護長靴（1日2個/人）及びシューズカバー（1日2個/人）の両方でお考えか、またはシューズカバー（1日2個/人）のみをお考えかご教授願います。</p>	
4	<p>特記仕様書 24-11-1 塗替塗装について、1月 22 日の差し替えでは、「素地調整におけるケレンかす及び研削材の集積、素地調整、塗装等塗替塗装の施工に要する」となっております。橋梁架設工事の積算 P4-151 によると以下のようない記載となっております。</p> <p>(3) 研削材（グリット）及びケレンかす回収・積込工 研削材（グリット）及びケレンかす回収・積込工は土木工事標準単価にて計上する。</p> <p>(4) 研削材（グリット）及びケレンかすの運搬工 研削材（グリット）及びケレンかすの運搬工は足場外の仮置き場に集積した研削材及びケレンかすを積込、処分場まで運搬する作業とし、現場発生品の積込・運搬として計上する。 従って、足場外の仮置き場に集積するまでの上記(3)を、本工事の単価項目に含まれていると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>特記仕様書に記載の「素地調整におけるケレンかす及び研削材の集積に要する」費用については、ご質問の(3)の記載のとおりです。</p>

5	<p>特記仕様書 24-11-1 塗替塗装について、負圧集塵装置は橋梁架設工事の積算 P4-159「注)1. より 15 分に空気の置き換えができる風量から 5~7 m<sup>3</sup>/min の負圧集塵装置が施工区画容積 105 m<sup>3</sup>当り 1 台」と記載の数量が必要と考えます。本工事の各橋においては、1 パーティーの施工区間を 1 径間とする と、施工区画容積は平均で 500 m<sup>3</sup>程度となり負圧集塵装置は 5 基程度必要になると思われますが、負圧集塵装置は当初 1 基計上し、不足する場合は必要に応じて協議の対象と考えてよろしいでしょうか。また、各種フィルターも不足する場合は必要に応じて協議の対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>橋梁架設工事の積算（令和 2 年度版（一般社団法人日本建設機械施工協会））を参考に現場条件に適した機種を選定してください。 なお、工事目的物の変更や施工条件の変更がない場合は協議の対象外となります。</p>
6	<p>特記仕様書 24-11-1 塗替塗装について、負圧集塵装置のフィルターは、1 次フィルター、2 次フィルター、チャコールフィルター、HEPA フィルターを計上していると考えてよろしいでしょうか。また、計上されている場合は、橋梁架設工事の積算 P4-159 表の備考欄に記載ある程度の数量でしょうか。 ご教授願います。</p>	<p>橋梁架設工事の積算（令和 2 年度版（一般社団法人日本建設機械施工協会））を参考に現場条件に適した機種を選定してください。 工事目的物の変更や施工条件の変更がない場合は協議の対象外となります。</p>
7	<p>特記仕様書 24-11-1 塗替塗装について、真空掃除機、真空掃除機用 1 次フィルター、真空掃除機用 2 次フィルター、真空掃除機用チャコールフィルター、真空掃除機用 HEPA フィルターが必要な場合は、協議の対象として考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>工事目的物の変更や施工条件の変更がない場合は協議の対象外となります。</p>
8	<p>特記仕様書 24-11-1 塗替塗装について、エアシャワー、エアシャワー用 1 次フィルター、エアシャワー用チャコールフィルター、エアシャワー用 HEPA フィルター、吸気用ダクト、換気用ダクトが必要な場合は、協議の対象と考えてよろしいで</p>	<p>工事目的物の変更や施工条件の変更がない場合は協議の対象外となります。</p>

	しょうか。	
9	特記仕様書 24-13-2 (P59) では、配置人数及び配置時間の記載があります。また、単価番号「88」、「90」の数量は、それぞれ「88」264 人日、「90」27 人日となっておりますが、この数量には交代要員は含んでおりますか。また、配置時間は標準作業時間ではありませんが、時間の補正を考慮されているか、または時間の多少は前後しても標準作業時間内であるため、1 日作業として補正はされていないか、ご教授願います。	特記仕様書 24-13-2(1) 種別に示すとおり、単価番号「88」交通監視員に対する交代要員は不要であり、単価番号「90」交通誘導警備員Bに対する交代要員は必要です。 時間補正については、勤務体制に応じて御社にて必要な補正をお願いします。
10	特記仕様書(詳細設計)P61において、「鋼桁補強部材の設計」、「対面通行規制に伴う渡り線の照査」の記載がございます。これらは標準積算では別途考慮事項になると思われますが、単価番号「93」、「94」の詳細設計に含まれておりますか。また、標準積算では「非合成」のみの設定ですが、「石倉橋」は合成版桁橋ですので、標準積算を適用できないと思われます。どのような基準で考慮されているかご教授願います。	「鋼桁補強部材の設計」、「対面通行規制に伴う渡り線の照査」は詳細設計に含みます。 合成版桁橋の設計費用については、御社にて必要な費用を計上願います。
11	単価番号「63」のコンクリート表面処理工は、電動工具またはウォータージェットのどちらの工法でお考えですか。ご教授願います。	土木工事共通仕様書 17-9-4 及び構造物施工管理要領III-3-1-1に記載のとおりウォータージェット工法となります。
12	単価番号「35」の路面切削工 A1において、図面 (191/288) の数量表に「切削 t 5.5 cm (アスファルトガラにて処分) t=1.0 cm (床版防水含む) にて処分」と記載がございますので、切削工は 2 回に分けた施工を考慮されていると理解してよろしいでしょうか。ご教授願います。	図面 (191/288) 及び割掛対象表参考内訳書に記載のとおり 2 回に分けた施工となります。